

## 監 査 報 告 書

学校法人智晴学園  
理事長 儀間 智 殿

私たちは、学校法人智晴学園の監事として、私立学校法第37条第4項に基づいて同学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における計算書類及び理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人智晴学園の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。

また、理事の業務執行状況に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

令和元年5月22日

学校法人智晴学園

監事 翁長秀樹 

監事 山川宗仁 